

「時間外労働の上限規制(36協定)に関するアンケート」結果報告

1、「時間外労働の上限規制(36協定)」に関するアンケート結果

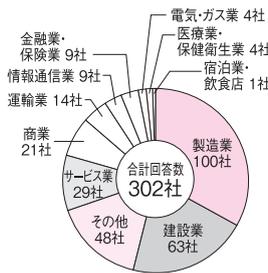
この度、本誌平成30年11月号と共に送付、実施しました「時間外労働の上限規制(36協定)」に関するアンケート(11月30日締切)に、当協会の会員事業場を中心に302件の回答がありました。アンケートにご協力下さいました皆様に感謝申し上げます。

アンケートの問い(Q)に対する回答番号が下段の2桁の数字です。本アンケートでは、「回答1項目」の問いに対して複数回答が記入されていた場合、すべての記入を計上しています。また、回答の下にあるアルファベットは回答事業場の業種、カナは企業規模の内訳です。

一 回答事業場について 一

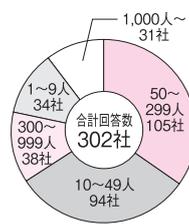
【業種】(社)

A 建設業	63	G 金融業・保険業	9
B 製造業	100	H 宿泊業・飲食店	1
C 電気・ガス業	4	I 医療業・	4
D 情報通信業	9	保健衛生業	
E 運輸業	14	J サービス業	29
F 商業	21	K その他	48



【企業規模】(社)

ア 1~9人	34
イ 10~49人	94
ウ 50~299人	105
エ 300~999人	38
オ 1,000人~	31



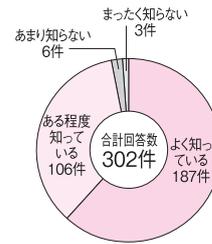
【Q1】「36協定」とは何か、ご存知ですか? (回答1項目)

(回答の下にあるアルファベットは回答事業場の業種、カナは企業規模の内訳です)

- 11 よく知っている (詳細に、どのようなものであるかを知っている)
A35、B69、C2、D8、E6、F13、G5、H1、I2、J18、K28、ア12、イ44、ウ77、エ25、オ29
- 12 ある程度知っている (おおむね、どのようなものであるかを知っている)
A25、B29、C2、D1、E8、F7、G4、H0、I1、J11、K18、ア17、イ46、ウ28、エ13、オ2
- 13 あまり知らない (聞いたことはあるが、どのようなものかは知らない) (⇒ここで終了)
A2、B1、C0、D0、E0、F0、G0、H0、I0、J0、K2、ア2、イ4、ウ0、エ0、オ0
- 14 まったく知らない (⇒ここで終了)
A1、B1、C0、D0、E0、F1、G0、H0、I0、J0、K0、ア3、イ0、ウ0、エ0、オ0

(件)=以下同じ

187
106
6
3



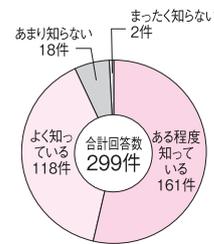
- 11「よく知っている」と回答した事業場は187件で全体の約62%でした。
- 11「よく知っている」と12「ある程度知っている」と回答した事業場は、全体の97%になります。業種内訳と冒頭のアンケート回答事業場の業種別件数を見ると、電気・ガス業、情報通信業、運輸業、金融業・保険業、宿泊業・飲食店、サービス業で100%の回答でした。
- 11「よく知っている」と12「ある程度知っている」と回答した事業場を企業規模からみると、従業員数9人以下で約85%、49人以下で約96%となり、50人以上の事業場は100%となっています。

【Q2】労働基準法が改正され、時間外労働時間数の上限が規制されることとなりました。

この「上限規制」について、ご存知ですか? (回答1項目)

- 21 よく知っている (具体的な内容まで知っている)
A25、B35、C0、D8、E4、F7、G3、H1、I2、J12、K21、ア9、イ24、ウ45、エ18、オ22
- 22 ある程度知っている (大まかな内容を知っている)
A29、B59、C4、D1、E10、F12、G6、H0、I1、J17、K22、ア16、イ58、ウ58、エ20、オ9
- 23 あまり知らない (聞いたことはあるが、どのようなことかは知らない) (⇒ここで終了)
A7、B4、C0、D0、E0、F2、G0、H0、I0、J0、K5、ア7、イ9、ウ2、エ0、オ0
- 24 まったく知らない (⇒ここで終了)
A1、B1、C0、D0、E0、F0、G0、H0、I0、J0、K0、ア2、イ0、ウ0、エ0、オ0

118
161
18
2



- 22「ある程度知っている」が最も多く161件で全回答の約54%、21「よく知っている」は118件で約40%でした。
- 21「よく知っている」と22「ある程度知っている」の回答を合わせると約93%になります。電気・ガス業、情報通信業、運輸業、金融業・保険業、宿泊業・飲食店、サービス業で100%の回答でした。

- 21「よく知っている」と22「ある程度知っている」の回答を企業規模からみると、9人以下で約74%、49人以下で約87%、50人以上の事業場は98%、300人以上は100%となりました。
- 認識度は、企業規模に比例して高くなる傾向にあります。

【Q3】いつから「上限規制」が適用されるか、ご存知ですか？（回答1項目）

- 31 知っている
A44、B88、C4、D9、E11、F16、G8、H1、I3、J28、K37、ア21、イ67、ウ95、エ35、オ31
- 32 知らない
A15、B8、C0、D0、E3、F4、G1、H0、I0、J1、K7、ア10、イ17、ウ9、エ3、オ0

249

39



- 31「知っている」と回答した事業場は249件で全体の約86%でした。電気・ガス業、情報通信業、宿泊業・飲食店で100%、サービス業で約97%、製造業、金融業・保険業で約88%、ほかの業種は約7割の周知状況でした。
- 31「知っている」と回答した事業場を企業規模からみると9人以下約62%、49人以下約71%、299人以下約90%、999人以下約92%、1000人以上は100%となりました。
- 一方、32「知らない」と回答した事業場を業種からみると、建設業、運輸業、商業で周知が約8割であることがわかります。
- 認識度は、企業規模に比例して高くなる傾向にあります。

【Q4】上限規制に対応する上での隘路は、何ですか？(隘路=あいろ、妨げとなるもの)（複数回答）

- 41 取引先（顧客等）に対応する必要があること（急な発注、短納期、仕様変更要求等）
A31、B46、C3、D2、E7、F10、G1、H0、I0、J10、K12、ア8、イ35、ウ55、エ12、オ12
- 42 人手が不足していること
A39、B41、C1、D6、E11、F4、G1、H1、I0、J11、K11、ア8、イ36、ウ53、エ15、オ14
- 43 業務量が過多であること
A24、B25、C1、D3、E4、F9、G1、H0、I1、J11、K8、ア6、イ15、ウ39、エ19、オ8
- 44 業務の繁忙が激しいこと
A19、B25、C0、D4、E2、F7、G0、H0、I0、J11、K10、ア8、イ17、ウ38、エ10、オ5
- 45 予定外の事態等が発生すること
A25、B40、C2、D3、E7、F9、G2、H1、I1、J13、K17、ア7、イ35、ウ42、エ20、オ16
- 46 その他
A2、B2、C0、D0、E0、F0、G0、H0、I0、J3、K1、ア1、イ2、ウ2、エ2、オ1
- 47 特にない
A4、B18、C0、D2、E1、F5、G6、H0、I1、J5、K15、ア12、イ18、ウ14、エ7、オ6

122

126

87

78

120

8

57

- 上限規制に対応する上で妨げとなる、もっとも多い理由は42「人手が不足していること」で126件でした。特に、建設業、製造業、情報通信業、運輸業での回答割合が多い傾向にあります。
- 42「人手が不足していること」、41「取引先（顧客等）に対応する必要があること」、45「予定外の事態等が発生すること」の項目が突出して多い回答となりました。
- 46「その他」の回答では、「業務内容が特殊で、日々条件や場所も違う」、「遠出や出張がある」、「残業が労働者の生活給となっている」、「客先指示によるさまざまな対応が発生する」、「業務が属人化している」、「実労働時間の把握が難しい」などの回答がありました。
- また、47「特にない」では、金融業・保険業で約67%、企業規模9人以下で約35%が上限規制に対応する上での妨げはない、との回答でした。

【Q5】「36協定」を届け出ていますか？（回答1項目）

- 51 届け出ている（⇒ここで終了）
A50、B92、C4、D9、E14、F20、G9、H1、I3、J28、K40、ア16、イ81、ウ104、エ38、オ31
- 52 届け出ているかどうか分からない（⇒ここで終了）
A2、B1、C0、D0、E0、F0、G0、H0、I0、J0、K0、ア1、イ2、ウ0、エ0、オ0
- 53 届け出ていない
A8、B2、C0、D0、E0、F1、G0、H0、I0、J1、K4、ア14、イ2、ウ0、エ0、オ0

270

3

16

- 51「届け出ている」事業場は、270件で全回答の約89%でした。
- 51「届け出ている」事業場を業種からみると、医療業・保険業、建設業、その他を除き、9割以上が届け出ています。また、企業規模からみると、9人以下約47%、49人以下約86%、50人以上はほぼ100%の事業場が届け出ています。

≪Q5にて「53 届け出ていない」と回答の場合のみ≫

【Q6】 届け出ていない理由は、何ですか？（回答1項目）

- | | |
|---|---|
| 61 時間外労働と休日労働がないため
A3、B2、C0、D0、E0、F0、G0、H0、I0、J0、K2、ア6、イ1、ウ0、エ0、オ0 | 7 |
| 62 失念していたため
A1、B0、C0、D0、E0、F0、G0、H0、I0、J1、K0、ア1、イ1、ウ0、エ0、オ0 | 2 |
| 63 手続き方法が分からないため
A2、B0、C0、D0、E0、F0、G0、H0、I0、J0、K0、ア2、イ0、ウ0、エ0、オ0 | 2 |
| 64 届出が必要なことを知らなかったため
A1、B0、C0、D0、E0、F0、G0、H0、I0、J0、K1、ア2、イ0、ウ0、エ0、オ0 | 2 |
| 65 その他
A1、B0、C0、D0、E0、F1、G0、H0、I0、J0、K1、ア3、イ0、ウ0、エ0、オ0 | 3 |

- 「36協定」を届け出ていない理由でもっとも多かったのは、61「時間外労働と休日労働がないため」の7件でした。
○65「その他」では、「繁忙期が年2カ月である」、「現在従業員がいない」などの回答がありました。
○63「手続き方法が分からない」場合は、当協会の無料労働相談（企業の労働110番 ☎052-961-7110）にお問い合わせください。

2、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（本誌H30.9月号「監督署の窓」より抜粋）

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）が平成30年6月29日に国会で可決成立し、平成30年7月6日に公布されました。労働時間法制の見直しにかかる部分は以下のとおりです。

- | | |
|----------------------------------|--|
| (1)時間外労働の上限規制が導入されます | 施行:2019年4月1日から
(※中小企業は、2020年4月1日から) |
| (2)「勤務間インターバル」制度の導入を促します | 施行:2019年4月1日から |
| (3)年次有給休暇の確実な取得が必要です | 施行:2019年4月1日から |
| (4)月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます | 施行:2023年4月1日から(中小企業) |
| (5)労働時間の状況を客観的に把握するよう、企業に義務づけます | 施行:2019年4月1日から |
| (6)「フレックスタイム制」を拡充します | 施行:2019年4月1日から |
| (7)「高度プロフェッショナル制度」を新設します | 施行:2019年4月1日から |

3、「働き方改革」関連各種支援制度

行政をはじめ愛知県下各労働基準協会では、事業場のみなさまに「働き方改革」を円滑に実施していただくよう各種支援制度を実施しています。

【愛知労働局】

●AICHI WISH(アイチウィッシュ) 一人材確保に繋がる働き方改革の推進—

愛知労働局のホームページでは、「働き方改革応援レシピ」等を紹介しています。

●愛知県働き方改革推進支援センター

～働き方改革の実行に取り組む事業主の方を支援します～全ての事業主の方がご利用いただけます。

■問合先 ■愛知県働き方改革推進支援センター(☎0120-868-604)

【名古屋北労働基準監督署】

●働き方改革に向けた労務管理講習会(随時開催)

■問合先 ■名古屋北労働基準監督署「労働時間相談・支援班」(☎052-961-8653)

【愛知県下各労働基準協会】

●働き方改革関連法総合対応事業

①待遇差対応研修、②管理者・社員企業内研修、③無料労働相談(会員限定)、④訪問コンサルティング

■問合先 ■当協会総合受付(☎052-961-1666)

4、「職場のパワーハラスメントに関するアンケート」協力をお願い

本誌に「職場のパワーハラスメントに関するアンケート」を同封しています。アンケート集計結果は、本誌平成31年4月号でご紹介する予定です。ぜひ、ご協力をお願いします。(アンケート提出締切日:平成31年2月末日)